

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置

改正対象

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章では、機関区域、居住区域、業務区域、制御場所及び貨物区域に対して固定式火災探知警報装置が要求されているが、IMO 統一解釈 MSC.1/Circ.1456 にて、制御場所へ固定式火災探知警報装置を設置しなくても差し支えない旨規定され、既にこれらを規則に取入れている。

第 101 回海上安全委員会（MSC 101）において、停泊中の船舶の船橋や航海中に無人となる貨物制御室にあつては、火災を検知することができないことから、制御場所に対して固定式火災探知警報装置を要求する提案がされ、2024 年 5 月に開催された MSC 108 にて決議 MSC.550(108)として改正案が採択された。さらに、当該改正に合わせて MSC.1/Circ.1456/Rev.1 として改正が承認された。

このため、MSC 108 にて採択された決議 MSC.550(108)及び承認された MSC.1/Circ.1456/Rev.1 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

すべての制御場所及び貨物制御室に煙探知器を配置するよう要件を規定する。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日に起工又は同等段階にある船舶に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID:DX24-17

「貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 7 章 探知及び警報 7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 7.5.1 火災探知警報装置* 居住区域, 業務区域及び制御場所は, 9.2.2 により適用される次の保護方式により, 固定式火災探知警報装置及び／又は自動スプリンクラ装置 (火災探知警報装置を内蔵するもの。) によって保護されなければならない。通風装置の配置及びサイズを考慮して本会が必要と認める場合, 上記に加えて通風用ダクト内に煙探知器の設置を要求することがある。 (1) IC 方式 固定式火災探知警報装置を, 居住区域内のすべての通路, 階段及び脱出経路並びにすべての制御場所及び貨物制御室に, 煙を探知し得るように配置する。 (2) IIC 方式 本編の 28 章に規定される設備要件に適合し, 本会が適当と認める型式の自動スプリンクラ装置 (火災探知警報装置を内蔵するもの。) を, 居住区域及び調理室その他の業務区域 (空所, 衛生区	鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 7 章 探知及び警報 7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 7.5.1 火災探知警報装置* 居住区域, 業務区域及び制御場所は, 9.2.2 により適用される次の保護方式により, 固定式火災探知警報装置及び／又は自動スプリンクラ装置 (火災探知警報装置を内蔵するもの。) によって保護されなければならない。通風装置の配置及びサイズを考慮して本会が必要と認める場合, 上記に加えて通風用ダクト内に煙探知器の設置を要求することがある。 (1) IC 方式 固定式火災探知警報装置を, 居住区域内のすべての通路, 階段及び脱出経路に, 煙を探知し得るように配置する。 (2) IIC 方式 本編の 28 章に規定される設備要件に適合し, 本会が適当と認める型式の自動スプリンクラ装置 (火災探知警報装置を内蔵するもの。) を, 居住区域及び調理室その他の業務区域 (空所, 衛生区	MSC.550(108) すべての制御場所： R 編 3.2.18 に規定される制御場所 ⇒ 船橋や火災制御場所等 なお, 居住区域内か否かは関係ない。 Para.5.5.1 Para.5.5.2

「貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置」 新旧対照表

新	旧	備考
域等の実質的に火災の危険がない場所を除く。)を保護するように配置する。さらに、固定式火災探知警報装置を、居住区域内のすべての通路、階段及び脱出経路並びにすべての制御場所及び貨物制御室に、煙を探知し得るように配置する。 (3) IIIC 方式 固定式火災探知警報装置を、すべての居住区域及び業務区域（空所、衛生区域等の実質的に火災の危険のない場所を除く。）における火災の存在を探知し得るように配置する。さらに、固定式火災探知警報装置を、居住区域内のすべての通路、及び脱出経路並びにすべての制御場所及び貨物制御室に、煙を探知し得るように配置する。	域等の実質的に火災の危険がない場所を除く。)を保護するように配置する。さらに、固定式火災探知警報装置を、居住区域内のすべての通路、階段及び脱出経路に、煙を探知し得るように配置する。 (3) IIIC 方式 固定式火災探知警報装置を、すべての居住区域及び業務区域（空所、衛生区域等の実質的に火災の危険のない場所を除く。）における火災の存在を探知し得るように配置する。さらに、固定式火災探知警報装置を、居住区域内のすべての通路、階段及び脱出経路に、煙を探知し得るように配置する。	Para.5.5.3

「貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 R7 探知及び警報 R7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 R7.5.1 火災探知警報装置 (-1.は省略) -2. 中央制御場所が図 R7.5.1-1.に示すように配置される場合, 中央制御場所のうち事務用区画とみなし得る区画に, 規則 R 編 29 章の規定に適合する火災探知警報装置を設置し, かつ, 船橋とみなし得る区画に手動発信器を設置すること。ただし, 一般警報装置が設置されている場合は, この手動発信器は必要ない。 (削除)	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 R7 探知及び警報 R7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 R7.5.1 火災探知警報装置 (-1.は省略) -2. 中央制御場所が図 R7.5.1-1.に示すように配置される場合, 中央制御場所のうち事務用区画とみなし得る区画に, 規則 R 編 29 章の規定に適合する火災探知警報装置を設置し, かつ, 船橋とみなし得る区画に手動発信器を設置すること。ただし, 一般警報装置が設置されている場合は, この手動発信器は必要ない。 <u>-3. 規則 R 編 7.5.1 の適用上, 制御場所は, 前-2.による場合を除き, 固定式火災探知警報装置により保護する必要はない。</u>	MSC.1/Circ.1456/ Rev.1 -2.については, 中央制御場所としてすでに固定式火災探知警報装置が設置されている。 規則構成上, 当該 UI に係る検査要領を削除することとする。 2026 年 1 月 1 日以降起工船について, 貨物制御室に固定式火災探知警報装置が必要である規則の改正により, それ以前建造船にあつては, 貨物制御室には不要であることが明白と考える。

「貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 - この改正は、2026 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日より前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。		